

第3回「センター的機能」について



きらりT

Q、最近の動向における特別支援学校としてのセンター的役割とは？

A、就学指導に関しては、「障害のある子供の教育支援の手引（文科省R3.6）」に、以下のように示されています。

「個に応じた適切な指導の充実」と「子供の教育的ニーズの変化の的確な把握」のつながりに留意し、それぞれのPDCAサイクルの中で蓄積される子供一人一人の学習状況等の評価は、就学後の学びの場の見直しにつながる重要なものであることから、学校だけに任せるとではなく、市区町村教育委員会を起点に関係者が適時・適切に関与し、必要に応じて都道府県教育委員会や特別支援学校が市区町村教育委員会等の求めに応じて専門的な助言等ができる体制づくりも必要であるとされています。

よって、就学に関する本校のセンター的機能としては、知的障がいや発達障がい等に加えて、病弱・身体虚弱に関する適切な就学指導への支援も効果的に行う必要があります。



がっちりT



しっかりT

つまりそれは、ズバリ！解説すると、通常学級による指導、通級による指導、特別支援学級による指導、特別支援学校による指導といった「学びの場」の選択や手続き、また、小・中学校、高等学校等における「学びの場」の運用を的確に進めているよう、そのバックアップやフォローにもセンター校は努めましょうということになります。よって、地域の学校等のサポートができるよう、学校全体としての専門性を確保し、障害に応じた支援を充実させることが我々に求められています。



きらりT

Q、就学後の「学びの場の柔軟な見直し」とは？

A、「障害のある子供の教育支援の手引（文科省R3.6）」に、以下のように示されています。

子供の教育的ニーズの変化を的確に把握し、その変化に継続的かつ適切に対応するために在籍校と教育委員会が連携して学びの場を変更するというように、「学びの場を柔軟に見直すこと」とされています。



がっちりT

つまりそれは、ズバリ解説すると、「教育的ニーズ」という言葉を正しく理解し、就学後に子供の教育的ニーズの変化に伴って「学びの場」を見直していくことになります。

しかしそれは、通常学級での手立てが十分ではないまま、安易に特別支援学級の入級を検討したり、通級を利用したり、また、通常学校での対応が適切かどうかが定かではないまま、特別支援学校に転学して良いということではありません。要するに、学校がその子をどのように育てたいと考えるのか、そのためになんか手立てを講じたいと考えているのかを明確にした就学指導・進路指導を行いましょうということです。そのため、各学校の校内における保護者との教育相談を早期から綿密に行うことや各校内における就学指導委員会を機能化させるサポートも、センター校には求められています。



しっかりT